



厚生労働省
長野労働局発表（2-72）
令和3年1月15日

| | | |
|--------|----------|----------------------|
| 担 当 | 職業安定部 | 職業対策課 |
| | 課長 | 下平 和人 |
| | 課長補佐 | 丸山 実 |
| | 障害者雇用担当官 | 山口 昌利 |
| | 電話 | 026(226)0866 内線 2364 |

令和2年 長野県内の地方公共団体等における 「障害者雇用状況」の集計結果

（令和2年6月1日現在）

地方公共団体の機関（法定雇用率2.5%の機関） 114機関中、40機関で法定雇用率未達成

長野労働局（局長 なかはら まさひろ 中原 正裕）では、長野県内における令和2年6月1日現在の地方公共団体等の障害者雇用状況を取りまとめましたので、公表します。

【集計結果の主なポイント】

【地方公共団体の機関】

〔法定雇用率2.5%の機関〕（県、市町村等）

- ① 対象114機関のうち40機関で法定雇用率が未達成（前年は対象115機関のうち43機関で未達成）
- ② 実雇用率は2.36%で、前年比0.07ポイント上昇
- ③ 雇用障害者数は879.0人で、前年比7.1%（58.0人）増加
- ④ 実人数は720人で前年比9.9%（65人）増加

〔法定雇用率2.4%の機関〕（県教育委員会等）

- ① 対象2機関とも法定雇用率を未達成（前年と同じ）
- ② 実雇用率は2.25%で、前年比0.02ポイント低下
- ③ 雇用障害者数は320.0人で、前年比1.5%（5人）減少
- ④ 実人数は261人で、前年比0.8%（2人）減少

【今後の方針】

地方公共団体等は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、障害者の雇用の促進及びその職業の安定について、広い範囲にわたって重要な責任を有し、そのための施策を積極的に展開する重大な責務を有するものとされている。

しかしながら、対象機関の約4割が法定雇用率未達成となっており、また、先般、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等が改正され、令和3年3月1日から法定雇用率が0.1%引き上げられることから、長野労働局及びハローワークでは、法定雇用率達成指導を継続して実施するなど、障害者の雇用促進に向けた取組みを強力に推進することとしている。

地方公共団体等（第 1、2 表）

2.5%の法定雇用率が適用される地方公共団体の機関は 114 機関（前年 115 機関）、雇用障害者数は 879.0 人で前年に比べ 58.0 人増加。実雇用率は 2.36% となり、前年より 0.07 ポイント上昇したが、全国を下回っている。

法定雇用率を達成している機関は 74 機関で、達成機関の割合は 64.9%（前年 62.6%）であった。

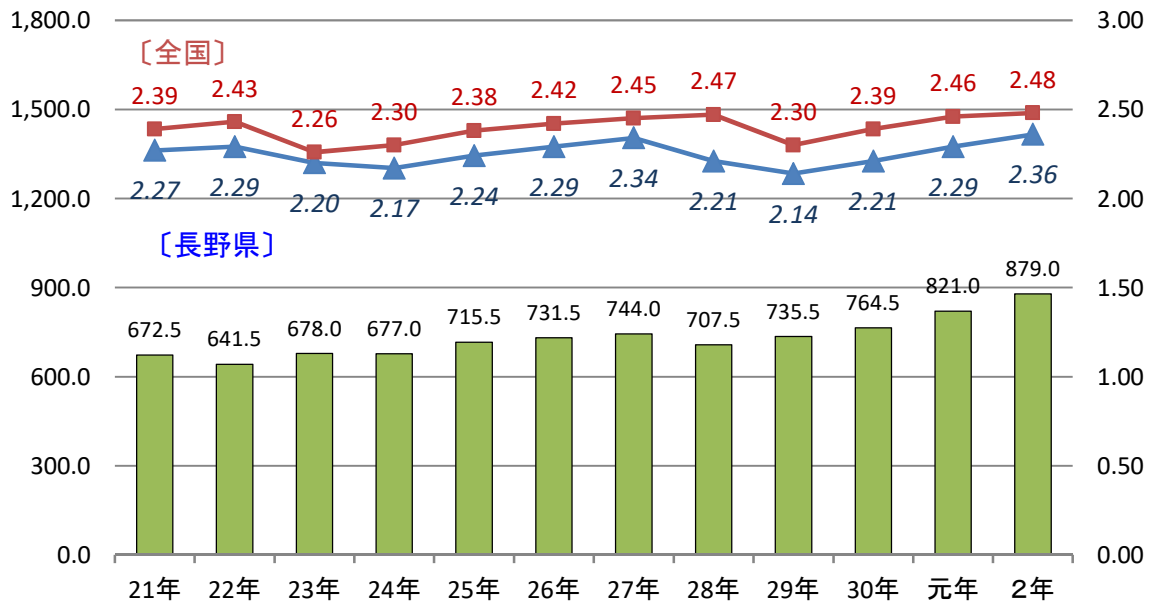
2.4%の法定雇用率が適用される地方公共団体の機関は 2 機関（前年同数）、雇用障害者数は 320.0 人で前年に比べ 5 人減少し、実雇用率は 2.25%で前年より 0.02 ポイント低下した。2 機関とも法定雇用率は未達成であった。

2.5%の法定雇用率が適用される地方独立行政法人等の機関は 6 機関（前年同数）、雇用障害者数は 52.0 人で前年に比べ 3 人増加し、実雇用率は 2.29%で前年より 0.06 ポイント上昇した。法定雇用率を達成している機関は 3 機関で、達成割合は 50.0%（前年 66.7%）であった。

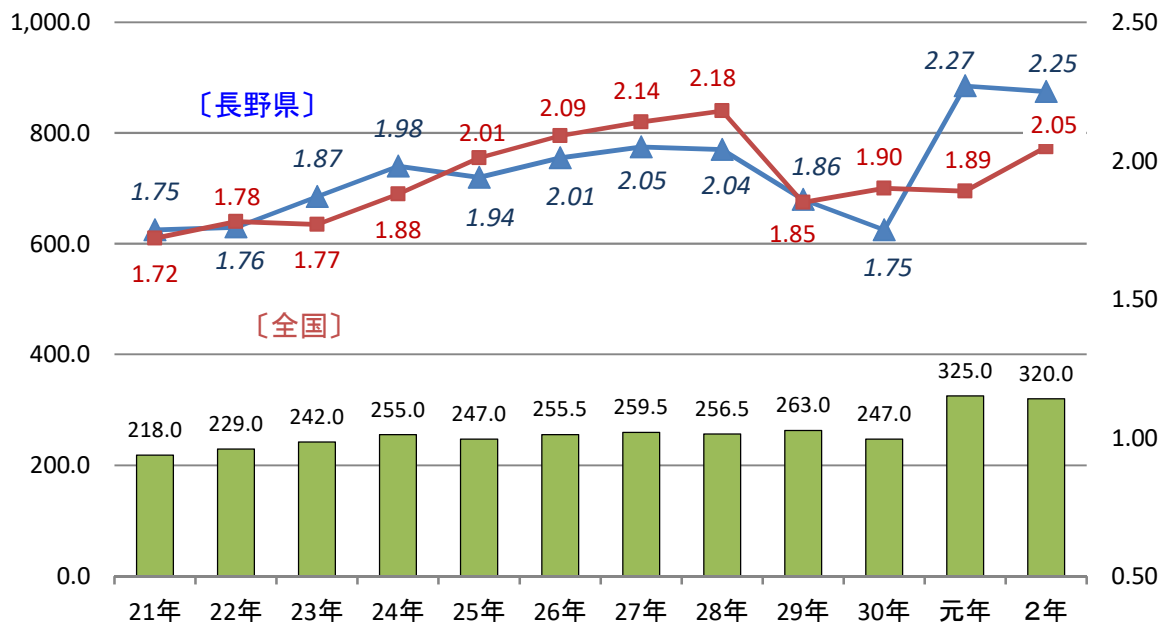
なお、地方公共団体等の雇用状況は第 3 表及び第 4 表のとおりとなっている。

地方公共団体等の在職障害者数・実雇用率の推移

法定雇用率 2.5% が適用される機関



法定雇用率 2.4% が適用される機関



第1表 地方公共団体における雇用状況

令和2年6月1日現在
()内は前年,[]内は実人数

| 区 分 | 機関数 | 対 象 職員数 | 障害者数 (人) | 実雇用率(%) | | 雇用率 達成機関 | 雇入れ 不足数 (人) |
|---------------------|-------|-------------|--------------------|---------|--------|-------------|-------------------|
| | | | | 長野県 | 全 国 | | |
| 雇用率2.5%が 適用される機関 | 114 | 37,248.5 | 879.0 [720] | 2.36 | 2.48 | 74 | 85.0 |
| | (115) | (35,775.5) | (821.0) ([655]) | (2.29) | (2.46) | (72) | (94.5) |
| 雇用率2.4%が 適用される機関 | 2 | 14,231.0 | 320.0 [261] | 2.25 | 2.05 | 0 | 20.0 |
| | (2) | (14,303.5) | (325.0) ([263]) | (2.27) | (1.89) | (0) | (17.0) |

第2表 地方独立行政法人等

| 区 分 | 機関数 | 対 象 職員数 | 障害者数 (人) | 実雇用率(%) | | 雇用率 達成機関 | 雇入れ 不足数 (人) |
|---------------------|-----|------------|------------------|---------|--------|-------------|-------------------|
| | | | | 長野県 | 全 国 | | |
| 雇用率2.5%が 適用される機関 | 6 | 2,268.5 | 52.0 [40] | 2.29 | 2.44 | 3 | 5.0 |
| | (6) | (2,193.0) | (49.0) ([39]) | (2.23) | (2.45) | (4) | (4.0) |

第3表 地方公共団体における雇用状況
(1) 法定雇用率2.5%が適用される機関の状況

令和2年6月1日現在

| 機 関 名 | ① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人 | ② 障害者の数 人 | ③ 実雇用率 % | ④ 不足数 人 | 備 考 |
|----------------|---------------------------------|-----------------|----------------|---------------|-----------------|
| 合 計 | 37,248.5 | 879.0 | 2.36 | 85.0 | |
| 長野県機関 計 | 6,636.5 | 192.0 | 2.89 | 0.0 | |
| 長野県知事部局 | 5,987.5 | 172.5 | 2.88 | 0.0 | 特例認定あり(注4 a) |
| 長野県警察 | 608.5 | 18.5 | 3.04 | 0.0 | |
| 長野県議会事務局 | 40.5 | 1.0 | 2.47 | 0.0 | |
| 市町村機関 計 | 30,612.0 | 687.0 | 2.24 | 85.0 | |
| 長野市 | 2,768.5 | 63.5 | 2.29 | 5.5 | |
| 松本市 | 2,257.5 | 54.0 | 2.39 | 2.0 | 特例認定あり(注4b)(注5) |
| 上田市 | 1,993.5 | 58.0 | 2.91 | 0.0 | 特例認定あり(注4r) |
| 飯田市 | 967.5 | 21.0 | 2.17 | 3.0 | |
| 須坂市 | 678.5 | 15.0 | 2.21 | 1.0 | 特例認定あり(注4c) |
| 小諸市 | 599.0 | 7.0 | 1.17 | 7.0 | 特例認定あり(注4d) |
| 伊那市 | 1,012.5 | 22.0 | 2.17 | 3.0 | 特例認定あり(注4e) |
| 駒ヶ根市 | 255.0 | 8.5 | 3.33 | 0.0 | |
| 中野市 | 625.0 | 16.0 | 2.56 | 0.0 | 特例認定あり(注4f) |
| 大町市 | 869.5 | 26.5 | 3.05 | 0.0 | 特例認定あり(注4g) |
| 飯山市 | 475.5 | 11.5 | 2.42 | 0.0 | 特例認定あり(注4h) |
| 塩尻市 | 304.0 | 8.0 | 2.63 | 0.0 | |
| 千曲市 | 575.5 | 8.5 | 1.48 | 5.5 | |
| 佐久市 | 770.5 | 17.5 | 2.27 | 1.5 | |
| 東御市 | 362.5 | 10.0 | 2.76 | 0.0 | |
| 安曇野市 | 714.0 | 13.0 | 1.82 | 4.0 | 特例認定あり(注4o) |
| 岡谷市 | 431.0 | 11.0 | 2.55 | 0.0 | 特例認定あり(注4i) |
| 諏訪市 | 573.5 | 10.0 | 1.74 | 4.0 | 特例認定あり(注4p) |
| 茅野市 | 543.0 | 12.0 | 2.21 | 1.0 | 特例認定あり(注4j) |
| 佐久穂町 | 190.5 | 7.0 | 3.67 | 0.0 | |
| 軽井沢町 | 209.0 | 4.5 | 2.15 | 0.5 | |
| 御代田町 | 171.0 | 2.0 | 1.17 | 2.0 | 特例認定あり(注4k) |
| 立科町 | 113.0 | 3.0 | 2.65 | 0.0 | |
| 小海町 | 142.0 | 2.0 | 1.41 | 1.0 | (注6) |
| 長和町 | 109.0 | 2.0 | 1.83 | 0.0 | |
| 辰野町 | 412.0 | 7.0 | 1.70 | 3.0 | 特例認定あり(注4l) |
| 箕輪町 | 233.5 | 7.0 | 3.00 | 0.0 | |

| 機 関 名 | ① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人 | ② 障害者の数 人 | ③ 実雇用率 % | ④ 不足数 人 | 備 考 |
|-------|---------------------------------|--------------|-------------|------------|-------------|
| 飯島町 | 173.5 | 4.0 | 2.31 | 0.0 | |
| 松川町 | 100.5 | 3.0 | 2.99 | 0.0 | |
| 高森町 | 70.0 | 1.0 | 1.43 | 0.0 | |
| 阿南町 | 55.0 | 1.0 | 1.82 | 0.0 | |
| 上松町 | 68.0 | 0.0 | 0.00 | 1.0 | |
| 南木曾町 | 68.0 | 0.0 | 0.00 | 1.0 | |
| 木曾町 | 238.0 | 5.0 | 2.10 | 0.0 | |
| 池田町 | 106.5 | 2.0 | 1.88 | 0.0 | |
| 坂城町 | 99.0 | 4.0 | 4.04 | 0.0 | |
| 小布施町 | 99.5 | 2.0 | 2.01 | 0.0 | |
| 山ノ内町 | 212.0 | 5.0 | 2.36 | 0.0 | 特例認定あり(注4m) |
| 飯綱町 | 230.5 | 5.0 | 2.17 | 0.0 | 特例認定あり(注4n) |
| 信濃町 | 90.0 | 2.0 | 2.22 | 0.0 | |
| 富士見町 | 125.0 | 4.0 | 3.20 | 0.0 | |
| 下諏訪町 | 326.0 | 6.0 | 1.84 | 2.0 | 特例認定あり(注4q) |
| 川上村 | 63.0 | 0.0 | 0.00 | 1.0 | |
| 南相木村 | 52.0 | 1.0 | 1.92 | 0.0 | |
| 北相木村 | 53.0 | 0.0 | 0.00 | 1.0 | |
| 青木村 | 117.0 | 2.0 | 1.71 | 0.0 | |
| 原村 | 62.0 | 2.0 | 3.23 | 0.0 | |
| 南箕輪村 | 202.0 | 7.0 | 3.47 | 0.0 | |
| 中川村 | 95.0 | 2.0 | 2.11 | 0.0 | |
| 宮田村 | 135.5 | 2.0 | 1.48 | 1.0 | |
| 阿智村 | 178.0 | 3.0 | 1.69 | 1.0 | |
| 喬木村 | 68.0 | 1.0 | 1.47 | 0.0 | |
| 豊丘村 | 119.0 | 2.0 | 1.68 | 0.0 | |
| 木祖村 | 80.5 | 0.5 | 0.62 | 1.5 | |
| 王滝村 | 41.0 | 2.0 | 4.88 | 0.0 | |
| 大桑村 | 79.0 | 1.0 | 1.27 | 0.0 | |
| 山形村 | 66.0 | 0.0 | 0.00 | 1.0 | |
| 朝日村 | 50.0 | 0.0 | 0.00 | 1.0 | |
| 筑北村 | 153.0 | 3.5 | 2.29 | 0.0 | |
| 麻績村 | 48.0 | 2.0 | 4.17 | 0.0 | |
| 松川村 | 148.0 | 2.0 | 1.35 | 1.0 | |
| 白馬村 | 159.0 | 3.0 | 1.89 | 0.0 | |
| 小谷村 | 72.0 | 2.0 | 2.78 | 0.0 | |
| 高山村 | 78.0 | 1.0 | 1.28 | 0.0 | |
| 小川村 | 89.5 | 2.5 | 2.79 | 0.0 | |
| 木島平村 | 120.5 | 4.0 | 3.32 | 0.0 | |
| 野沢温泉村 | 125.5 | 3.0 | 2.39 | 0.0 | |
| 栄村 | 90.0 | 3.0 | 3.33 | 0.0 | |
| 南牧村 | 52.0 | 3.0 | 5.77 | 0.0 | |
| 天龍村 | 49.0 | 0.0 | 0.00 | 1.0 | |
| 大鹿村 | 42.0 | 0.0 | 0.00 | 1.0 | |
| 泰阜村 | 66.0 | 0.0 | 0.00 | 1.0 | |
| 下條村 | 72.5 | 1.0 | 1.38 | 0.0 | |

| 機 関 名 | ① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人 | ② 障害者の数 人 | ③ 実雇用率 % | ④ 不足数 人 | 備 考 |
|---------------|---------------------------------|-----------------|----------------|---------------|------|
| 長野市上下水道局 | 182.5 | 2.5 | 1.37 | 1.5 | |
| 松本市立病院 | 283.0 | 8.0 | 2.83 | 0.0 | |
| 飯田市立病院 | 584.0 | 10.0 | 1.71 | 4.0 | |
| 伊那中央行政組合 | 557.0 | 10.0 | 1.80 | 3.0 | (注7) |
| 伊南行政組合 | 355.5 | 10.0 | 2.81 | 0.0 | |
| 佐久市立国保浅間総合病院 | 342.0 | 8.0 | 2.34 | 0.0 | |
| 岡谷市病院事業 | 323.5 | 8.0 | 2.47 | 0.0 | |
| 諏訪中央病院組合 | 644.5 | 11.0 | 1.71 | 5.0 | |
| 信濃町立信越病院 | 78.5 | 2.0 | 2.55 | 0.0 | |
| 国民健康保険依田窪病院 | 177.5 | 4.0 | 2.25 | 0.0 | |
| 軽井沢病院 | 107.0 | 2.0 | 1.87 | 0.0 | |
| 佐久穂町立千曲病院 | 93.5 | 2.0 | 2.14 | 0.0 | |
| 長野広域連合 | 335.5 | 9.0 | 2.68 | 0.0 | |
| 松塩筑木曾老人福祉施設組合 | 538.0 | 13.5 | 2.51 | 0.0 | |
| 上田地域広域連合 | 82.0 | 3.0 | 3.66 | 0.0 | |
| 上伊那広域連合 | 60.5 | 4.0 | 6.61 | 0.0 | |
| 北信広域連合 | 262.0 | 9.0 | 3.44 | 0.0 | |
| 木曾広域連合 | 101.0 | 3.0 | 2.97 | 0.0 | |
| 佐久広域連合 | 120.0 | 3.0 | 2.50 | 0.0 | |
| 北アルプス広域連合 | 88.0 | 0.0 | 0.00 | 2.0 | (注8) |
| 諏訪広域連合 | 61.5 | 1.0 | 1.63 | 0.0 | |
| 佐久市教育委員会 | 303.5 | 8.0 | 2.64 | 0.0 | |
| 東御市教育委員会 | 106.0 | 1.0 | 0.94 | 1.0 | |
| 飯田市教育委員会 | 349.0 | 7.5 | 2.15 | 0.5 | |
| 駒ヶ根市教育委員会 | 119.5 | 2.0 | 1.67 | 0.0 | |
| 塩尻市教育委員会 | 78.0 | 2.0 | 2.56 | 0.0 | |
| 千曲市教育委員会 | 164.5 | 0.5 | 0.30 | 3.5 | |
| 箕輪町教育委員会 | 78.5 | 1.5 | 1.91 | 0.0 | |
| 飯島町教育委員会 | 48.0 | 3.0 | 6.25 | 0.0 | |
| 高森町教育委員会 | 50.0 | 0.0 | 0.00 | 1.0 | |
| 軽井沢町教育委員会 | 117.0 | 2.5 | 2.14 | 0.0 | |
| 飯綱町教育委員会 | 91.0 | 2.0 | 2.20 | 0.0 | |
| 信濃町教育委員会 | 126.5 | 0.0 | 0.00 | 3.0 | |
| 富士見町教育委員会 | 96.0 | 2.0 | 2.08 | 0.0 | |
| 立科町教育委員会 | 57.0 | 2.0 | 3.51 | 0.0 | |
| 小布施町教育委員会 | 96.5 | 2.0 | 2.07 | 0.0 | |
| 喬木村教育委員会 | 52.5 | 0.0 | 0.00 | 1.0 | |
| 南箕輪村教育委員会 | 58.0 | 1.0 | 1.72 | 0.0 | |

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- a 長野県知事部局は、平成21年12月4日長野県企業局と特例認定を受けている。
- b 松本市は、平成18年2月9日松本市上下水道局、松本市教育委員会と特例認定を受けている。
- c 須坂市は、平成19年8月10日須坂市教育委員会と特例認定を受けている。
- d 小諸市は、平成23年5月20日小諸市教育委員会と特例認定を受けている。
- e 伊那市は、平成19年5月22日伊那市教育委員会と特例認定を受けている。
- f 中野市は、平成29年10月31日中野市教育委員会と特例認定を受けている。
- g 大町市は、平成25年4月18日大町市教育委員会、市立大町総合病院と特例認定を受けている。
- h 飯山市は、平成20年5月8日飯山市教育委員会と特例認定を受けている。
- l 岡谷市は、平成25年3月1日岡谷市教育委員会と特例認定を受けている。
- j 茅野市は、平成25年2月27日茅野市教育委員会と特例認定を受けている。
- k 御代田町は、平成25年2月6日御代田町教育委員会と特例認定を受けている。
- l 辰野町は、平成25年3月13日辰野町教育委員会、町立辰野病院と特例認定を受けている。
- m 山ノ内町は、平成30年2月2日山ノ内町教育委員会と特例承認を受けている。
- n 飯綱町は、平成29年1月31日飯綱町立飯綱病院と特例承認を受けている。
- o 安曇野市は、平成30年11月19日安曇野市教育委員会と特例承認を受けている。
- p 諏訪市は、平成30年12月6日諏訪市教育委員会と特例承認を受けている。
- q 下諏訪町は、平成31年3月19日下諏訪町教育委員会と特例承認を受けている。
- r 上田市は、令和2年5月13日上田市教育委員会と上田市上下水道局と特例認定を受けている。
- 5 松本市は、令和2年12月31日現在において、障害者の数56.0人、実雇用率2.48%、不足数0.0人となっている。
- 6 小海町は、令和2年11月1日現在において、障害者の数3.0人、実雇用率2.11%、不足数0.0人となっている。
- 7 伊那中央行政組合は、令和2年8月1日現在において、障害者の数13.0人、実雇用率2.37%、不足数0.0人となっている。
- 8 北アルプス広域連合は、令和2年9月1日現在において、障害者の数2.0人、実雇用率2.34%、不足数0.0人となっている。

(2) 法定雇用率2.4%が適用される機関の状況

令和2年6月1日現在

| 機 関 名 | ① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 人 | ② 障害者の数 人 | ③ 実雇用率 % | ④ 不足数 人 | 備 考 |
|----------|-----------------------------|--------------|-------------|------------|-----|
| 合 計 | 14,231.0 | 320.0 | 2.25 | 20.0 | |
| 長野県教育委員会 | 13,452.0 | 314.0 | 2.33 | 8.0 | |
| 長野市教育委員会 | 779.0 | 6.0 | 0.77 | 12.0 | |

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

第4表 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

令和2年6月1日現在

| 機関名 | ①法定雇用障害者の基礎となる職員数 人 | ②障害者数 人 | ③実雇用率 % | ④不足数 人 | 備考 |
|------------|------------------------|------------|------------|-----------|------|
| 合計 | 2268.5 | 52.0 | 2.29 | 5.0 | |
| 長野県立病院機構 | 1238.0 | 32.0 | 2.58 | 0.0 | |
| 長野市民病院 | 656.0 | 13.0 | 1.98 | 3.0 | |
| 長野県住宅供給公社 | 141.0 | 4.0 | 2.84 | 0.0 | |
| 長野大学 | 84.5 | 2.0 | 2.37 | 0.0 | |
| 長野県立大学 | 87.0 | 1.0 | 1.15 | 1.0 | |
| 公立諏訪東京理科大学 | 62.0 | 0.0 | 0.00 | 1.0 | |
| 長野県土地開発公社 | - | - | - | - | (注4) |
| 長野県道路公社 | - | - | - | - | (注4) |

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 これらの法人においては、労働者数が40人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- | | | |
|------------------|---|---|
| ○ 民間企業 …… | { | 一般の民間企業 …………… 2. 2% (45.5人以上規模の企業) 特殊法人等 …………… 2. 5% [労働者数40人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等] |
| ○ 国、地方公共団体 …… | | 2. 5% (40人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 …… | | 2. 4% (42人以上規模の機関) |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\begin{array}{l}
 \text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} \\
 + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数} \\
 \text{障害者雇用率} = \frac{\hspace{15em}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}
 \end{array}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 除外率制度について

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。